

平成 26 年 12 月 26 日

社債権者各位

東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号
コバレントマテリアル株式会社
代表取締役社長 長 濱 敏 夫

第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付） 全額繰上償還及び償還請求権発生に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 18 日に発行した当社の第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP330135A829）（以下「本社債」といいます。）を、本社債の社債要項（平成 24 年 10 月 5 日開催の本社債の社債権者集会で決議され、同月 12 日東京地方裁判所により認可決定された変更後の本社債の要項をいいます。以下同じです。）第 8 項第(3)号及び第(5)号に基づき、下記のとおり、本日、平成 27 年 2 月 18 日に全額繰上償還することを決定し、また、本日、同項第(4)号に定める本社債の償還を請求することができる権利（以下「償還請求権」といいます。）が本社債の社債権者様に発生いたしましたので、お知らせいたします。なお、償還請求権を行使されない場合、平成 27 年 2 月 18 日に全額繰上償還されますが、償還請求権を行使され 2 月 18 日より前に償還される場合には、支払われる利息の金額は当該償還日までの利息となりますので、全額繰上償還の金額よりも少ない金額となります。

記

1. 全額繰上償還

1. 繰上償還する銘柄

コバレントマテリアル株式会社第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

2. 繰上償還期日

平成 27 年 2 月 18 日

繰上償還期日後は、利息は付されません。

3. 繰上償還価額

各社債の金額 100 円につき金 105 円

4. 各本社債あたりの償還金額

97,650,000 円（各本社債の元本金額は当初 1 億円でしたが、平成 26 年 8 月 18 日に一部繰上償還いたしましたので各本社債の元本残高は 93,000,000 円となっており、当該金額 100 円につき金 105 円の償還金額となります。）及び繰上償還期日までの経過利息（上記元本残高 93,000,000 円につき年利 4.25%の半か年分）

繰上償還期日以降、社債、株式等の振替に関する法律及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従いお支払いいたします。

II. 償還請求権の発生

1. 償還請求権が発生した銘柄

コバレントマテリアル株式会社第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

2. 償還請求権発生日

平成26年12月26日

3. 償還請求権発生の理由

当社の株主である Carlyle Japan Partners II, L.P., Carlyle Japan International Partners II, L.P., CJP Co-Investment II A, L.P., CJP Co-Investment II B, L.P., Unison Capital Partners II(F), L.P., Unison Capital Partners II, L.P., UC Mask Investors 2(F), L.P., UC Mask Investors, L.P.及び UC Mask Investors (F), L.P.（以下総称して「支配株主」といいます。）は、その保有する当社の全株式（議決権総数の95.2%）を CoorsTek, Inc.（本社：米国コロラド州ゴールデン、以下「クアーズテック」といいます。）へ譲渡し、本日、平成26年12月26日をもって、支配株主の保有する当社の株主名簿に基づく議決権総数は総議決権数の3分の2を下回ることになり、社債要項第8項第(4)号①に定める「支配株主等の変動」が生じたことから、社債の償還請求権が発生いたしました。

4. 償還価額

各社債の金額100円につき金105円

5. 各本社債あたりの償還金額

97,650,000円（各本社債の元本残高93,000,000円に対し、金100円につき金105円の償還金額）及び償還日までの経過利息。なお、上記のとおり経過利息の金額は償還日までの利息となりますので、上記Iに基づく償還による利息金額より少ない金額となります。また、償還日後は、利息は付されません。

6. 償還請求権の行使について

償還請求権を行使いただくに当たりましては、社債に関する振替制度上の制約等もあり、当社が指定する特定の国内証券会社（以下「特定証券会社」といいます。）を経由して、償還価額及び経過利息の合計額と同等額でご売却いただく手法を準備しております（下記「III. 当社による社債の買入等について」をご参照ください）。この手法を利用される場合、特定証券会社に口座を保有されていることが必要となり、口座をお持ちでない場合には、別途口座開設手続きが必要となります。口座開設に当たっては相応の時間を要するため、手続きの進行状況によっては、下記(1)の償還請求期間までに口座開設手続きが完了しない可能性もございます。そうした場合には、平成27年2月18日の全額繰上償還（以下「繰上償還」といいます。）によって償還させていただくこととなりますので、予めご了承ください。

(1) 償還請求期間

平成 26 年 12 月 26 日から平成 27 年 1 月 19 日まで

なお、上記 I. のとおり、平成 27 年 2 月 18 日付で繰上償還を実施することとしているため、平成 27 年 1 月 20 日以降に償還請求に必要な通知が当社に到着した場合には、本社債の社債要項に基づく償還日以前に上記 I に基づく繰上償還期日が到来することから、償還請求による償還ではなく、繰上償還として取り扱うこととさせていただきます。

(2) 償還日

適式な償還請求が当社に到達後 30 日以内の当社が定める日に償還いたします。償還請求をなされた各社債権者様に対する償還日については、各社債権者様に別途お知らせいたします。

(3) 償還請求の行使方法について

償還請求を希望される場合には、以下お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。償還請求手続きのための必要書類等、具体的な行使方法については、以下お問い合わせ先にてご説明をさせていただきます。

【繰上償還及び償還請求に関するお問い合わせ先】

コバレントマテリアル株式会社

経理部財務グループ

Tel:03-5437-8405 Fax:03-5437-7254

社長室法務グループ

Tel:03-5437-6240 Fax:03-5437-7254

電子メールによるお問い合わせ先：IR-contact@covalent.co.jp

III. 当社による社債の買入等について

上記 II. 6 のとおり、社債に関する振替制度上の制約等もあり、手続きを簡素化するために償還請求権の行使に代えて当社による社債の買入（社債権者様による社債のご売却）を実施いたします。当社の買入を申し込まれる社債権者様は下記の内容をご確認の上、売却の手続きのご対応をお願い申し上げます。

1. 買入方法について

当社の買入についてはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を直接のご売却先として実施させていただくため（みずほ証券がそのまま償還まで保有する場合もございます）、下記 2 の申込期間中にみずほ証券での売買口座の開設（売買口座を既に保有されている社債権者様は改めて口座を開設していただく必要はございません。）及び本社債のみずほ証券への振替え（みずほ証券で保有されている場合は不要です。）が必要になります。売買口座の開設及び具体的な売却方法につきましては、下記のみずほ証券のお問い合わせ先にてご説明をさせていただきます。

2. 申込期間

平成 26 年 12 月 26 日から平成 27 年 1 月 19 日まで

なお、上記 I. のとおり、平成 27 年 2 月 18 日付で繰上償還を実施することとしているため、平成 27 年 1 月 20 日以降のお申込につきましては繰上償還として取り扱うこととさせていただきます（なお、社債権者様が本件とは関係なく売却をされることを拘束するものではありません。）。

3. 買入日

買入の申込手続きに応じて、平成 27 年 1 月中に買入を実施いたします。

【社債買入に関するお問い合わせ先】

みずほ証券株式会社

デットキャピタルマーケット第二部

中野 智博

Tel:03-5546-4987

電子メールによるお問い合わせ先：tomohiro.nakano@mizuho-sc.com

以 上